

牢・溜まり・刑場跡

罪を犯した人を拘留する場が「牢^{ろう}」や「溜まり^{たまり}」で、処刑をする場が「刑場^{けいじょう}」です。牢は上土^{あげつち}に、溜まりは西堀^{にしほり}に、刑場は出川^{いでがわ}にありました。

○ 牢



上土の牢付近

(「享保十三年秋改 松本城下絵図」)

一般的には牢には、藩士や僧侶・神官や大庄屋・大名主といった人々を拘禁する「揚屋^{あげや}」と一般庶民を拘禁する「牢舎^{ろうしゃ}」がありました。

揚屋は畳が敷かれており、牢舎は雑居房でした。女性の入牢者のための「女牢」がある場合もあったし牢舎内には牢屋番の居宅もあったといえます。しかし、松本藩の場合は、建物がどのように区分されて使われていたかは明らかになっていません。

牢のかぎは月番の町奉行の管理で、水野時代は奉行屋敷の居間に、戸田時代は玄関にかけられていたといえます。入牢者が有宿者の場合は、食料は自弁自炊で、無宿者の場合は藩から支給がありました。女性で妊婦だった場合は、收容せずに親類や村役人に預けて番人が監視し、出産後に牢にもどすこともおこなわれました。

戸田時代のことを書いた「世々のあと」(「松本史料叢書」36)には、昔より牢屋に罪人が4・5人はつねにいたが、光悌^{みつよし}が藩主だった時には牢屋に罪人が一人もいなくなり、殿様の威徳がいきわたっていると人々が感心したと書かれています。

○ 溜まり

現在の大手2丁目6番あたりで東西約10間南北21間ほどの敷地がありました。昭和8年版『松本市史』では、寛政2(1790)年戸田氏の時代に西堀に設置され、南北の2棟に分かれていて、「未決囚罪人及び特別の罪人を收容」したと書かれています。いっぽう藤井嘉雄氏『松本藩の刑罰手続き』では、刑の執行を終了したが無宿で行き先が無い者や、入牢中に病気にかかった囚人や15歳未満の囚人を收容する場所であったとしています。

普段はわら細工や郭内の清掃などの労役をさせ、改悛の情が定かである場合は放免したといま



獄があった場所の周辺

東門馬出しの南の上土東側にありました。現在の大手4丁目7番の一部にあたります。

「享保十三年秋改松本城下絵図」には、南北17間東西12間1尺の部分に「獄」とあります。その南は蔵が建っていました。昭和8年版『松本市史』には「上土町にあり、今劇場開明座の在る所なり、北面して建つ」とあります。

す。



「天保六年 松本城下図」
 ここには、「徒刑所」と書かれている

明治以降の監獄も、大正15年に現在の少年刑務所の場所への移転が完了するまでは、お城の周辺に所在していました。その様子をご覧ください。

明治5年に同2年に伊那県が塩尻に設けた監倉を土土に移し、江戸時代の牢屋を増築して未決の囚人を収容しました。西堀の溜まりを修理し、既決の囚人を収容して「懲役所」と呼びました。同6年に西堀の溜まりを廃止し、葵の馬場の厩舎に囚人を移して「懲役場」といいました。同9年には葵の馬場の懲役所を「松本監獄第一署」上土の未決監を「松本監獄第二署」と改称しました。同11年、「第二署」は西堀に移ります。

同13年には「第一署」が火災にあったので、二の丸の古山地にあった物置を改修して仮監にしました。同14年には政府から払い下げてもらった旧藩の作事場があった所に庁舎と監房二棟を建設し、古山地から囚人を移しました。また増築して同18年には西堀の未決囚人も移しました。それ以後の名称の変化は以下のようなものです。

年代	名称	典拠
明治18年(1885)	長野監獄署松本支所	A B
19年(1886)	松本監獄	C
23年(1890)	松本監獄支署	C
36年(1903)	長野監獄松本分監	B C
大正11年(1922)	長野刑務所松本支所	A B C
昭和4年(1929)	松本刑務支所	C
17年(1942)	松本少年刑務所	B C

(A : 旧版『松本市史』 B : 『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌』第3巻現代上
 C : 藤井嘉雄『松本藩の刑罰手続』による)

○ 刑場

死刑を執行したり首をさらす獄門刑をおこなったりする常設の場所が刑場で、出川にありました。「千曲之真砂」巻九(『新編信濃史料叢書』第9巻)に「出川町、田川板橋を渡りて松本に入る。左の方仁科大町へ行道有、左の芝原松本の刑罪の場有」とあります。

水野時代に起こった百姓一揆「貞享騒動」のおり、首謀者として捕らえられた人々が出川と勢高で処刑されました。勢高にも刑場があったようにみえますが、これはこの時だけの臨時の刑場だったといえます。

戸田氏が入部してから文政5年まで、96年間の死罪者一覧が『長野県史』近世資料編第5巻(2)に載っています。それによれば、総人数133人、内女性2人、はっきり僧侶とわかるもの1人で、まったく死罪者が無かった年もある反面、1年間に9人もあった年もありました。ここにいう死罪は、打ち首・磔・獄門のすべてを含んでいると思われます。数は少ないですが、「御預掛り」という記載があって、御預領で起きた事件で死罪となった者も松本で刑を執行されています。

松本藩時代に、死罪とされた人が刑場に向かって来て橋を渡ると、前方に刑場が見えたのがびっくりしたところから、その橋はガックリ橋と呼ばれたという伝承がある橋がかかっています。大正から昭和にかけてはガッターリ橋(がっくりが訛ったとも木橋を荷車が通るとガラガラ音がしたからとも)と呼ばれたといいますが、昭和28年に永久橋になったとき「城見橋」と名を変えました。その名はここから天守が見えたことによるといいます(『庄内町々誌』)。



出川刑場があったと伝える場所周辺に立つ碑
左は処刑された貞享義民を悼む碑

刑罰のなかに、人々への見せしめのための晒さらしという刑がありました。松本には常設の晒場はなかったようです。しかし、晒す必要が生じたときは、本町五丁目の高札場前こうさつばが使われました。

天保8（1837）年6月に、あるお寺に奉公していた女性が、主人である僧侶を殺害し自殺しました。藩では女性の遺骸を仮埋葬し、僧侶が関係していたので幕府の寺社奉行に報告しました。その後、幕府の指示をうけた藩では女性の遺骸を掘り出し、翌年の3月に本町五丁目の高札場前に3日間晒しました。そして牢屋に引き取り、翌日、桶（または持籠）にいれた遺骸を担いで町中を引き回し、出川の刑場で磔にし、さらに7日間晒したという記述があります。（『定本国宝松本城』 元史料「庚申講連中勘定帳」）